

[事案 30-43] 転換契約無効等請求

・平成 30 年 10 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

転換時、終身保険部分はそのまま継続すると誤解して契約したこと等を理由に、転換契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 5 月に契約した終身保険を平成 24 年 6 月に組立型保険に転換したが、以下等の理由から、転換契約を無効とし、転換前契約の既払込保険料も返還して欲しい。

- (1) 転換契約の説明の際、募集人は、終身保険については一言も触れなかったため、終身保険部分はそのままの内容で継続するものと理解して申込みをした。
- (2) 募集人は、保険料が増額すると説明しただけで、責任準備金等からの充当については一切触れなかった。

<保険会社の主張>

募集人は、転換時、申立人に対し、終身保険部分がなくなること、転換前契約の責任準備金等が転換後契約の保険料に充当されること、転換前契約は消滅すること等を説明していたため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が転換前契約の終身保険部分が継続するものと誤解して契約転換したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。